大仙市認定地域クラブ活動指導者登録制度実施要綱を次のように定める。

令和８年９月２５日

大仙市教育委員会教育長　　伊　　藤　　雅　　己

大仙市教育委員会告示第１３号

大仙市認定地域クラブ活動指導者登録制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、大仙市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和８年大仙市教育委員会告示第１２号）の規定に基づく認定を受けた大仙市認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、大仙市認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全･安心に活動に取り組めるよう、指導者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において「大仙市認定地域クラブ活動指導者」とは、第５条第１項の登録の決定を受けた指導者をいう。

（登録要件）

第３条　大仙市認定地域クラブ活動指導者として登録することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　成人した者であること（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく高等学校及びこれに類する学校に在籍する者を除く。）

（２）　中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であって、大仙市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する研修を受講したものであること。

（３）　暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為は、許されない行為であることを理解し、指導者本人が不適切行為を行わないこと及び参加生徒同士の不適切行為を許さないことを誓約した者であること。

（４）　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１項第２号に規定する暴力団をいう。）をはじめとする反社会的勢力の一員である者又は当該勢力に属する者と社会的に非難されるべき関係等を有している者

ウ　過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

（登録の申請）

第４条　認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、教育委員会に対して大仙市認定地域クラブ活動指導者登録申請書（様式第１号）、誓約書（様式第２号）及び教育委員会が指定する研修を受講したことが証明できる書類を提出して申請するものとする。

２　教育委員会は、前項の申請内容を審査するため、登録申請者に必要な書類等の提出を求めることができる。

（登録の決定）

第５条　教育委員会は、前条第１項の規定による申請があった場合には、申請の内容を確認し、登録の可否を決定するものとする。

２　教育委員会は、前項の規定による登録の可否を決定したときは、大仙市認定地域クラブ活動指導者登録決定通知書（様式第３号）により登録申請者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第６条　登録の有効期間は、登録日から当該登録日の属する年度の翌々年度末までとする。

２　大仙市認定地域クラブ活動指導者は、前項の有効期間を更新しようとするときは、当該有効期間満了日の前日までに教育委員会に申し出るものとする。

（変更の届出）

第７条　大仙市認定地域クラブ活動指導者は、登録内容に変更があった場合には、速やかに大仙市認定地域クラブ活動指導者登録内容変更届出書（様式第４号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（登録の取消し）

第８条　教育委員会は、大仙市認定地域クラブ活動指導者が次の各号に該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

（１）　第３条各号に掲げる登録要件のいずれかを満たさなくなったとき。

（２）　不正な手段等により登録を受けたとき。

（３）　大仙市認定地域クラブ活動の指導において不適切行為があったと認められ、改善に向けた指導又は勧告を行ったにもかかわらず、なお改善されないとき。

（４）　その他登録の取消しが適当と認められたとき。

２　教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、大仙市認定地域クラブ活動指導者登録取消通知書（様式第５号）により、大仙市認定地域クラブ活動指導者に通知するものとする。

（不適切行為への対応）

第９条　大仙市認定地域クラブ活動指導者は、大仙市認定地域クラブ活動において指導を行うに当たり、次の各号に掲げる不適切行為を行ってはならない。

（１）　暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等

（２）　暴力団等の反社会的勢力の一員となること又は当該勢力に属する者と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（３）　法令違反行為等

（４）　指導者としての地位の濫用

（５）　その他指導者として不適格な行為

２　大仙市認定地域クラブ活動の運営団体又は実施主体は、当該クラブ活動指導者による前項各号に掲げる不適切行為の事案が生じた場合にあっては、指導者本人及び当該クラブ活動に所属する生徒その他の関係者から当該事案の事実確認等を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

３　教育委員会は、前項の報告があった場合には、指導者に対し指導、勧告、登録取消し等の措置を講ずるものとする。この場合において、教育委員会は、改めて当該事案の調査及

び事実確認等を行うことができる。

（補則）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年１０月１日から施行する。